

# 令和8年度 豊橋市住宅用充給電設備導入補助金のご案内

豊橋市では、地球温暖化防止対策の一つとして、次世代自動車の普及促進とエネルギーの効率的利用を図るため、住宅用充給電設備（V2H）の設置に対して補助を行います。

補助対象設備	補助額
住宅用充給電設備	設置費用の1/4（上限5万円）

充給電設備…災害等で外部から電気が供給されない時でも、車の電力を使って住宅で電気が使えます。

## お知らせ

○申請書等の様式は、豊橋市役所のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49740.htm>

○工事着工の14日前までの事前申込が必要ですので、詳しくは裏面をご覧ください。

### <交付申請時>

○領収に関する書類として、「補助対象設備の設置費用に係る領収書等の支払いを示す書類の写し<sup>\*</sup>」が必要となります。

※領収書のほか、クレジットカードの利用明細や銀行の振込明細書など、補助対象者が補助対象経費を支払った（支払う）ことが証明できるもの

○本補助事業は愛知県との協調補助事業として行っています。令和9年3月31日までに補助対象者への支払いまで完了している必要があるため、令和9年3月15日（月）が補助金交付申請書兼請求書等の最終提出期限となります。

## 補助対象者

補助対象者は、次のすべての項目を満たす方です。

○自ら居住し、かつ、住民登録のある市内の住宅（またはその住宅のための駐車場等）に補助対象設備を設置する個人

○豊橋市が徴収する税を滞納していない方

○事前の申込み及び交付申請を提出期限内に確実に提出できる方

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する方でない方

○とよはしエコファミリー宣言に賛同し、エコファミリー登録に同意する方

（エコファミリー登録への同意は、補助金交付申請と同時でかまいません。）

※申請者本人または同一世帯に属する者が過去に同一設備で同様の補助金交付を受けた場合は、上記の補助金交付を受けることができません。（補助対象設備ごとに1世帯につき1基）

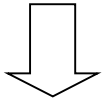
【問合せ先】 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
環境部 環境政策課

TEL：(0532) 51-2417 FAX：(0532) 56-5126

## 申請方法

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。  
(提出書類がすべて揃った時点で受付となります。)

## 事前の申込み



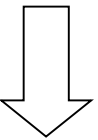
充給電設備の工事着工の14日前までに「住宅用充給電設備導入補助金事前申込書」(様式第1)と添付書類を提出してください。(要綱第5条参照)

## 事前申込みの受理



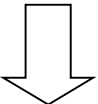
事前申込書の内容を確認しましたら、申込者ご本人に事前申込書受理のご案内をお送りします。受理がされてから工事を開始してください。

## 工事着工から工事完了期間まで



工事中止や補助金交付予定額の変更などをする場合には、変更手続きが必要です。速やかに「事前申込変更申請書」(様式第2)と添付書類を提出してください。(要綱第6条参照)

## 工事完了



表面に記載の提出期限内に、「住宅用充給電設備導入補助金交付申請書兼請求書」(様式第4)と添付書類を提出してください。(要綱第7条参照)

## 交付申請書兼請求書提出



- ① 交付申請書兼請求書等をご提出いただいた後、市は内容の審査及び必要に応じて現地調査等により事業実施の確認を行い、「補助金交付決定通知書」(様式第7)をお送りします。(交付申請書兼請求書受領後、およそ2か月後に通知)
- ② 補助金交付決定通知書の発行からおよそ1か月後、「住宅用充給電設備導入補助金交付申請書兼請求書」(様式第4)に記載された口座に補助金を交付します。

## 手続き完了

## 提出方法

○郵送 ○窓口 ○電子申請

電子申請申込  
二次元コード



## 注意

○補助金の交付を受けた設備を交付要綱に定める使用の年数内に処分(設備の売却、譲渡及び廃棄等)した場合は、補助金の一部を返還しなくてはなりません。また、補助金の返還手続きには各種証明書(有料)が必要となる場合があります。

【提出先】〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所 環境部 環境政策課 西館5階)

電子申請は、上記「電子申請申込二次元コード」からお申し込みください。